

水の恵みを未来へつなぐ交付金交付要綱

新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、長野県企業局（以下「企業局」という。）の発電所が立地する市町村において、行政サービスの高度化により、発電所立地地域の住民福祉の向上、経済基盤の確立等、地域課題の解決を図る事業に要する経費に対し、予算の範囲内で水の恵みを未来へつなぐ交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、<u>補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。</u></p> <p>第2～11 （略）</p> <p>第12 次の各号に掲げる事項は、交付金の交付の条件とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するときは、速やかに公営企業管理者に申請して、その承認を受けること。</p> <p>ア 交付対象事業の主要な内容又は交付額を変更しようとするとき。</p> <p>イ 交付対象事業を中止し、<u>又は廃止しようとするとき。</u></p> <p>(2) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。</p> <p>(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。</p> <p>(4) 前号の財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の額に交</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、長野県企業局（以下「企業局」という。）の発電所が立地する市町村において、行政サービスの高度化により、発電所立地地域の住民福祉の向上、経済基盤の確立等、地域課題の解決を図る事業に要する経費に対し、予算の範囲内で水の恵みを未来へつなぐ交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。</p> <p>第2～11 （略）</p> <p>第12 次の各号に掲げる事項は、交付金の交付の条件とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するときは、速やかに公営企業管理者に申請して、その承認を受けること。</p> <p>ア 交付対象事業の主要な内容又は交付額を変更しようとするとき。</p> <p>イ 交付対象事業を中止し、<u>若しくは廃止しようとするとき。</u></p> <p>(2) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。</p> <p>(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。</p> <p>(4) 前号の財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の額に交</p>

改 正 案	現 行
<p>付対象経費について交付金を交付した割合を乗じて得た額を限度として企業局に納入させることがあること。</p> <p>(5) 事業により整備した設備及び取得した備品その他の物品には、交付金の交付された年度及び交付を受けた旨の表示をしなければならないこと。</p> <p>第 13～第 20 (略)</p>	<p>付対象経費について交付金を交付した割合を乗じて得た額を限度として企業局に納入させることがあること。</p> <p>(5) 事業により整備した設備及び取得した備品その他の物品には、交付金の交付された年度及び交付を受けた旨の表示をしなければならないこと。</p> <p>第 13～第 20 (略)</p>